

第3編 津波災害対策編

第3編 津波災害対策編

第1章 津波の想定と震災対策	1
第1節 想定地震と被害想定（県防引用）	1
第2章 津波災害予防計画	1
第1節 津波に強いまちづくり	1
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	3
第3節 住民の防災活動の促進	9
第4節 地震・津波災害に関する調査及び観測等の推進	10
第3章 災害応急対策計画	11
第1節 活動体制の確立	11
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	11
第3節 広域応援活動	16
第4節 救助・救急及び消火活動	17
第5節 医療救護活動	17
第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	17
第7節 避難収容活動	18
第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	18
第9節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動	18
第10節 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動	18
第11節 被災地、避難先、その周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動	18
第12節 公共施設等の応急復旧活動	18
第13節 ライフライン施設の応急復旧	18
第14節 被災者等への的確な情報伝達活動	19
第15節 二次災害の防止活動	19
第16節 海上災害の応急・復旧対策	19
第17節 自発的支援の受入れ	19
第18節 災害救助法の適用	19
第19節 文教対策	19
第20節 農林水産関係対策	19
第4章 災害復旧計画・復興計画	20
第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定	20
第2節 迅速な現状復旧の進め方	20
第3節 計画的復興の進め方	20
第4節 被災者の生活再建等の支援	20
第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	20

第1章 津波の想定と震災対策

第1節 想定地震と被害想定

「地震災害対策編 第1章 第1節」を準用する。

第2章 津波災害予防計画

第1節 津波に強いまちづくり

1. 都市防災構造の強化

「地震災害対策編 第2章 第1節 1. 都市防災構造の強化」によるほか、以下のとおりとする。

1.1 対策

(1) 防災都市づくり計画の策定

津波被害を受ける可能性のある地域について、津波防災性の高い交通基盤施設やヘリポート、防災拠点及び情報基盤の整備等により地域の孤立防止対策の推進に努めるものとする。

町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

2. 海岸・河川の整備と管理

2.1 対策

(1) 海岸

- ① 各海岸で想定される津波高の把握及び住民への情報提供
- ② 土地利用上の重要箇所の把握並びに重要度に応じた対策
- ③ 海岸施設に対する定期的な点検及び補強対策
- ④ 設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような整備の推進
- ⑤ 海難船舶、漂流物による航行船舶等の二次災害の防止
- ⑥ 油類等危険物の流出防止対策の徹底

(2) 河川

- ① 河口部で津波の遡上が想定される箇所の把握及び住民への情報提供
- ② 地形地質上の弱堤箇所及び土地利用上の重要箇所の把握並びに重要度に応じた対策
- ③ 二次災害防止の観点からの低標高部分の内水・排水対策
- ④ 主要河川構造物に対する点検要領と補強対策及び応急復旧要領の策定

3. 道路等交通関係施設の整備と管理（県防引用）

「地震災害対策編 第2章 第1節 3. 道路等交通関係施設の整備と管理」によるほか、以下のとおりとする。

3.1 港湾、漁港施設

(1) 港湾

- ① 想定される津波高さの把握及び港湾利用者等への情報提供
- ② 港湾施設に対する安全性の確認及び津波対策施設の整備推進
- ③ 貯蔵危険物の流出防止対策など危険物取扱施設の安全確保
- ④ 港湾区域における非常時航路の確保及び沈船、漂着物等の除去対策
- ⑤ 緊急輸送路の確保と利用可能施設による災害支援体制の確立

(2) 漁港

- ① 想定される津波高さの把握及び漁港利用者等への情報提供
- ② 漁港施設に対する安全性の確認及び津波対策施設の整備推進
- ③ 油類等危険物の流出防止対策
- ④ 沈船、漂流物等の除去対策
- ⑤ 主要漁港における緊急輸送路の確保と災害復旧・復興支援体制の確立

4. ライフライン施設の機能確保

「共通対策編 第2章 第1節 2. ライフライン施設の機能確保」を準用する。

5. 危険物等施設の安全確保

「地震災害対策編 第2章 第1節 7. 危険物等施設の安全確保」を準用する。

6. 海上災害の予防対策の推進（県防引用）

「地震災害対策編 第2章 第1節 8. 海上災害の予防対策の推進」を準用する。

7. 防災基盤・施設等の緊急整備（県防引用）

「地震災害対策編 第2章 第1節 9. 防災基盤・施設等の緊急整備」を準用する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1. 情報の収集・連絡体制の整備（県防引用）

「共通対策編 第2章 第2節 2. 情報の収集・連絡体制の整備」によるほか、以下のとおりとする。

1.1 津波監視体制の整備

町は、震度4以上の地震を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等放送機関を通じ発表される津波に関する情報を入手し、津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに海浜にある者、海岸付近の住民等に避難のための立ち退きを指示し、生命、身体の安全を図るものとする。また、あらかじめ定めておく監視場所、監視担当者により安全性を確保して津波監視を行うものとする。

この場合において、次の事項について津波監視体制の整備を図り、町地域防災計画に監視場所、監視者、監視情報の伝達方法をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(1) 海上からの監視

航行中の船舶及び出漁中の船舶等にあつては、異常な海象等を発見した場合には速やかに無線等で海岸局へ通報するものとする。

(2) 陸上からの監視

① 陸上からの監視

津波監視場所は、監視者の安全性の確保のうえ、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設定するものとする。海岸近くの低地での監視は行わないものとする。

② 津波監視担当者の選任

地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任するものとする。

③ 遠方監視設備等の導入

潮位観測のために職員を海岸近くに配置することは危険であることから、地震発生直後からの潮位等海面の変化を監視するための遠方監視設備（監視カメラ等）の導入に努めるものとする。

1.2 津波に関する情報の迅速な伝達体制の整備

津波に関する情報をより早く伝達して、素早く待避・避難できる体制を準備することが人的被害を防ぐ上で特に重要であり、沿岸地域住民、海浜来場者、船舶関係者等に対する伝達体制を整えておくものとする。

(1) 津波に関する情報の伝達の迅速化・確実化

町は、住民等に対し、津波に関する情報の伝達手段として、同報無線の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、アラート（災害情報共有システム）テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、サイレン等多様な手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難経路、避難場所の周知をしておくものとする。

また、気象庁からの地震・津波情報の迅速かつ確実な受信のため、防災情報処理システムの適正な管理に努めるとともに、防災情報処理システムと市町村同報無線の自動接続設備の整備を図るものとする。

さらに、多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者等への情報伝達体制を確立する。

町は、沖合を含む、より多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表するよう努めるものとする。

(2) 津波に関する情報の種類

宮崎地方気象台（気象庁）が通知する津波に関する情報の種類は次のとおりである。

① 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報

ア 大津波警報：予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合

イ 津波警報：予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合

ウ 津波注意報：予想される津波の高さは高いところで0.2m以上、1m以下の場合であつて、津波による災害のおそれがある場合

エ 津波予報：地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合

オ 津波警報等の解除：津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合

② 津波情報

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

ウ 津波観測に関する情報

エ 沖合の津波観測に関する情報

オ 津波に関するその他の情報

【3.2.2.1 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】（県防引用）

【3.2.2.2 津波情報の種類と発表内容】（県防引用）

【3.2.2.3 最大波の観測値の発表内容】（資料引用：気象庁）

【3.2.2.4 津波予報】（資料引用：気象庁）

③ 地震解説資料

宮崎地方気象台は、津波予報区「宮崎県」に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や宮崎県内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料を作成して、県及び防災関係機関に提供し、ホームページに公表する。

2. 活動体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 3. 活動体制の整備」を準用する。

3. 救急・救助及び消火活動体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 4. 救急・救助及び消火活動体制の整備」を準用する。

4. 医療救護体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 5. 医療救護体制の整備」を準用する。

5. 緊急輸送体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 6. 緊急輸送体制の整備」を準用する。

6. 避難収容体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 7. 避難収容体制」及び「地震災害対策編 第2章 第2節 6. 避難収容体制の整備」によるほか、以下のとおりとする。

6.1 津波避難計画の策定

(1) 津波避難計画の策定（津波避難計画策定指針）

沿岸市町は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、津波ハザードマップを作成する他、平成25年3月に消防庁から示された津波避難対策推進マニュアル検討会報告書を踏まえ、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容住民等への周知徹底を図るものとする。

なお、津波避難計画の策定に当っては、下記の事項に留意するものとし、これをもって、県における津波避難計画策定指針とする。

① 津波浸水想定の設定

津波浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深を設定するもので、平成25年2月県設定の「宮崎県津波浸水想定」を参考に設定するものとする。

② 避難対象地域の指定

津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難指示を発令する際に避難の対象となる地域で、平成25年2月に策定した「宮崎県津波浸水想定」に基づき、自主防災組織や町内会の単位あるいは地形等を踏まえて指定する。

③ 避難困難地域の検討

予想される津波の到達時間までに避難対象地域の外へ避難することが困難な地域をいい、抽出にあたっては、地図上で想定するだけでなく、避難訓練等を実施して津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認した上で、設定する必要がある。

④ 指定緊急避難場所、避難路等の指定

住民等一人ひとりが指定緊急避難場所、避難路、避難の方法等を把握し津波避難を円滑に行うために、指定緊急避難場所等を指定するとともに、指定緊急避難場所等の機能維持・向上に努める。

⑤ 避難方法等

避難する場合の方法は、原則として徒歩とするが、地域によっては、指定緊急避難場所や避難目標地点まで避難するには相当な距離があるなど、避難行動要支援者等の円滑な避難が非常に困難であり、かつ、自動車等を利用した場合であっても、渋滞や交通事故等のおそれや徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合などには、地域の実情に応じた

避難方法をあらかじめ検討し、地域住民と避難訓練を通じて具体的な避難方法を確認しておく必要がある。

⑥ 初動体制（職員の参集等）

勤務時間外に大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定める。

⑦ 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難広報や避難誘導等を行う職員、消防職団員、民生委員などの安全確保について定める。津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めること、無線等の情報伝達手段を備えることなどについて定める必要がある。

⑧ 津波情報等の収集・伝達

気象庁から発表される大津波警報・津波警報、津波注意報や津波情報の受信手段、受信経路等を定める。また、大津波警報・津波警報、津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合等には、国、県等による津波観測機器による観測情報、安全な場所での津波の実況把握等により、津波の状況や被害の様相を把握するための手順、体制等を定める。これらの情報等を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要領等）を定めるにあたっては、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築する必要がある。

⑨ 避難指示の発令

報道機関の放送等により大津波警報・津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により大津波警報・津波警報、津波注意報の通知を受けた場合や強い地震を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合などにおいて、避難指示を発令する基準を定める。

⑩ 全庁をあげた体制の構築

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

⑪ 平常時の津波防災教育・啓発

津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施する。また、家庭内で家族の安否確認方法を共有するとともに、地震発生後、速やかに避難できるように建物の耐震化、家具の耐震固定などの地震対策について啓発することが重要である。

⑫ 避難訓練

津波避難訓練の実施にあたっては、地域の実情に応じた訓練体制、内容等を検討する。訓練を継続的に実施し、津波浸水想定区域や避難路・避難経路、避難に要する時間等の確認、水門や陸閘等の点検等を行うことは、いざというときの円滑な津波避難に資するだけではなく、防災意識の高揚にもつながるものであり、少なくとも毎年1回以上は、津波避難訓練を実施することが大切である。また、訓練の成果や反省点を津波避難計画等に反映させることが重要である。

⑬ その他の留意点

観光客等地理・地形に不案内な利用者の人出が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等とあらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導に対しての手段を定めておくものとする。また、場所に応じて案内板等により地形や津波に対する特徴を周知するものとする。

要配慮者利用施設等は津波に対して安全な場所を確保するものとし、自主防災組織や地域住民等に、避難行動要支援者の避難誘導に対して協力をあらかじめ得るものとする。また、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民政児童委員等の多様な主体の協力を得ながら平常時より避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

6.2 避難所等、避難路の確保

(1) 避難所等の確保の検討

町は、夜間・中間の人口の分布及び道路、避難場所としての活用可能な場所を確保し、各地域ごとに避難の方法等を検討し、避難対策を講じておく。

(2) 指定緊急避難場所の確保

町は、津波から住民の生命を保護するため、様々な形態の避難場所を確保する。

① 津波避難ビル

「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年6月）」に基づき、行政や民間が管理するビルについて、施設管理者と協議により津波避難ビルとしての指定を行う。

② 高台

高台については、整地やフェンスの設置等を行い、避難場所としての整備を行う。

③ 高層のビルや高台がなく、避難場所の確保が困難な地域は、平常時は公民館や歩道橋等として利用でき、災害時には避難場所として利用できる等の複合型の津波避難施設や津波避難タワー等の整備を行う。

(3) 避難経路の確保

町は、避難場所毎の避難経路の確保を行う。

特に指定緊急避難所については、垂直避難となることから、高台等への経路については、住民の避難が安全かつ円滑に行われるようスロープや階段、手すり、夜間照明（太陽蓄電池式等の検討）等の整備を行う。

また、町は、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

6.3 避難所等の広報と周知

町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所等を明示した津波ハザードマップや広報誌等を活用して避難に関する広報活動の実施を通じて住民等に対する周知を徹底するとともに、定期的に津波ハザードマップなどの見直しとその充実を図るものとする。

(1) 避難場所等の広報

町は、広報紙等により地域住民に対し周知徹底を図るとともに予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるように表示するなど、住民が日常の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行うものとする。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

7. 備蓄に対する基本的な考え方（県防引用）

「共通対策編 第2章 第2節 8. 備蓄に対する基本的な考え方」を準用する。

8. 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 9. 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備」を準用する。

9. 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 10. 被災者等への的確な情報伝達体制の整備」を準用する。

10. 要配慮者に係る安全確保体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 11. 要配慮者に係る安全確保体制の整備」によるほか、以下のとおりとする。

近年の災害では、要介護認定を受けている者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の犠牲が多くなっている。このため、町、県及び津波浸水想定区域内にある要配慮者を入所させる社会福祉施設、学校等の管理者(以下「施設等管理者」という。)等は、津波災害から要配慮者を守るため、日頃より避難訓練の実施等に取り組むとともに、必要に応じ高台移転等も含め、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制について整備に努めるものとする。

11. 二次災害防止体制の整備（県防引用）

「地震災害対策編 第2章 第2節 11. 二次災害防止体制の整備」を準用する。

12. 防災関係機関の防災訓練の実施

「共通対策編 第2章 第2節 12. 防災関係機関の防災訓練の実施」を準用する。

13. 災害復旧・復興への備え

「共通対策編 第2章 第2節 13. 災害復旧・復興への備え」を準用する。

第3節 住民の防災活動の促進

1. 防災知識の普及（県防引用）

「共通対策編 第2章 第3節 1. 防災知識の普及」及び「地震災害対策編 第2章 第3節 1. 防災知識の普及」によるほか、以下のとおりとする。

1.1 津波に関する知識の普及

町及び県等防災関係機関は、津波警戒に対する次の内容の普及を図る。

(1) 一般住民に対する内容

- ① 津波警報、避難指示等の意味合い
- ② 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、高台などの安全な場所に急いで避難する。
- ③ 正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話（緊急速報メールを含む）、無線放送などを通じて入手する。
- ④ 地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ⑤ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ⑥ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除までは気をゆるめず、海浜部には近づかない。

(2) 船舶に対する内容

- ① 津波対応に当たっては、中・大型船においては港外退避を基本、小型船は港外退避を行わないことが基本となり、船舶流出防止策は時間的余裕が十分有る場合に実施する。
- ② 地震発生後に避難を検討する暇は無いことが想定されるため、地震発生後に迅速な避難行動を取ることができるよう、船舶の避難を含めた事前の検討と準備を行う。
- ③ 地震による揺れを感じた場合は、揺れの大小にかかわらず、直ちに気象庁から発表される正しい情報を携帯ワンセグ、携帯ラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手し、津波注意報及び警報の有無を確認する。
- ④ 地震を感知した場合に、津波の情報を入手することが困難な場合は、津波が来襲するものとして行動する。また、地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表された場合は、基本的に各船の船長により、津波の予報を基に陸上避難または港外避難について直ちに判断を行い、安全が確認されるまで措置を継続する。
- ⑤ 中型船や大型船は、一時的な衣食住の確保が可能なことや、被災地から避難できる避難所的役割を併せ持つことから、陸上へ避難する余裕がない場合などは船舶への避難も検討する。

1.2 津波ハザードマップの整備

津波による浸水が予想される地域について県が作成した浸水予測図等を基に、津波による浸水想定区域、避難場所、避難路、地盤標高、建物の高さを表示した津波ハザードマップの整備を行い、住民等に周知するものとし、その整備にあたっては、地域住民の参画を得るよう努めるものとする。

1.3 津波に関する防災訓練

町等は津波による被害を防止するため、迅速かつ的確な情報のもとで避難活動が行えるよう、定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の熟知を図るものとする。特に、津波については個人による自主避難行動が重要であることから、その啓蒙に努めるものとする。

(1) 住民の防災訓練等

津波による被害のおそれのある地域の住民については、日常から指定緊急避難場所、避難経路を周知させるとともに、地域住民による自主防災組織等の組織化を図るものとする。

(2) 教育施設での訓練等

- ① 教育施設においては、日常の教育で指定緊急避難場所や避難方法等の周知を図るとともに、津波発生時に適切な判断や行動選択ができるよう、必要に応じて地域住民や関係機関と連携しながら、定期的に防災訓練を行うものとする。
- ② 野外活動中における津波発生に備え、指定緊急避難場所や避難経路等の事前確認や事前指導、発生時における引率者の具体的な対応について周知徹底を図るものとする。

(3) 要配慮者及び医療施設での安全確保

- ① 医療施設等は、基本的に津波に対して安全な場所を確保するほか、施設並びに関係機関を含めた防災組織の組織化を図り、万一の場合に備えた避難訓練を行うものとする。
- ② 町及び県は、高齢者、障害者等の安全確保のために、防災関係機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得た避難訓練を行う。

(4) 船舶等の安全確保

宮崎海上保安部、町及び県等関係機関は、船舶及び海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速適切に行われるよう、総合防災訓練等の実施に併せ、あるいは独自に船舶等の避難訓練を実施し、津波来襲時における船舶等の避難の時期及び避難方法等について周知啓蒙に努める。

2. 自主防災組織等の育成強化

「共通対策編 第2章 第3節 2. 自主防災組織等の育成強化」を準用する。

3. ボランティアの環境整備（県防引用）

「共通対策編 第2章 第3節 3. ボランティアの環境整備」を準用する。

4. 地区防災計画の策定（県防引用）

「共通対策編 第2章 第3節 4. 地区防災計画の策定」を準用する。

5. 災害教訓の伝承（県防引用）

「共通対策編 第2章 第3節 5. 災害教訓の伝承」を準用する。

第4節 地震・津波に関する調査及び観測等の推進

「共通対策編 第2章 第4節」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

1. 町災対本部等の設置

「共通対策編 第3章 第1節 1. 町災対本部等の設置」及び「地震災害対策編 第3章 第1節 1. 町災対本部等の設置」を準用する。

2. 防災関係機関の活動体制の確立

「共通対策編 第3章 第1節 2. 防災関係機関の活動体制の確立」及び「地震災害対策編 第3章 第1節 2. 防災関係機関の活動体制の確立」を準用する。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1. 津波に関する情報の迅速な伝達等

「共通対策編 第3章 第2節 1. 災害情報の収集・連絡」によるほか、以下のとおりとする。
津波警報等は日本の沿岸を66の津波予報区に分け、気象庁から発表される。

宮崎県沿岸は津波予報区「宮崎県」として発表され、宮崎地方気象台を經由し町、県、関係機関及び住民へと伝達されることになる。

1.1 津波情報等・津波予報・津波情報の発表・解除とその基準

津波警報等・津波予報・津波情報の発表及び解除は、気象業務法に基づき、気象庁が行う。
津波警報等・津波予報・津波情報の種類及び発表基準等は次のとおりである。

(1) 種類

- ① 大津波警報：予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合
- ② 津波警報：予想される津波の高さが高いところで1m超え、3m以下の場合
- ③ 津波注意報：予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合
- ④ 津波予報：地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合
- ⑤ 津波情報：津波警報等が発表された場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表

(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

① 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し非常事態であることを伝える。予想される津波の高さ「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超え (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

② 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達時刻等を津波情報で発表する。

■津波情報の種類と発表内容

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※1）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類別の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報（※1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
沖合の津波観測に関する情報（※2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）

（※1）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※2）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■津波情報の種類と発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※3）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■津波情報の種類と発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局部的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

③ 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

■津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

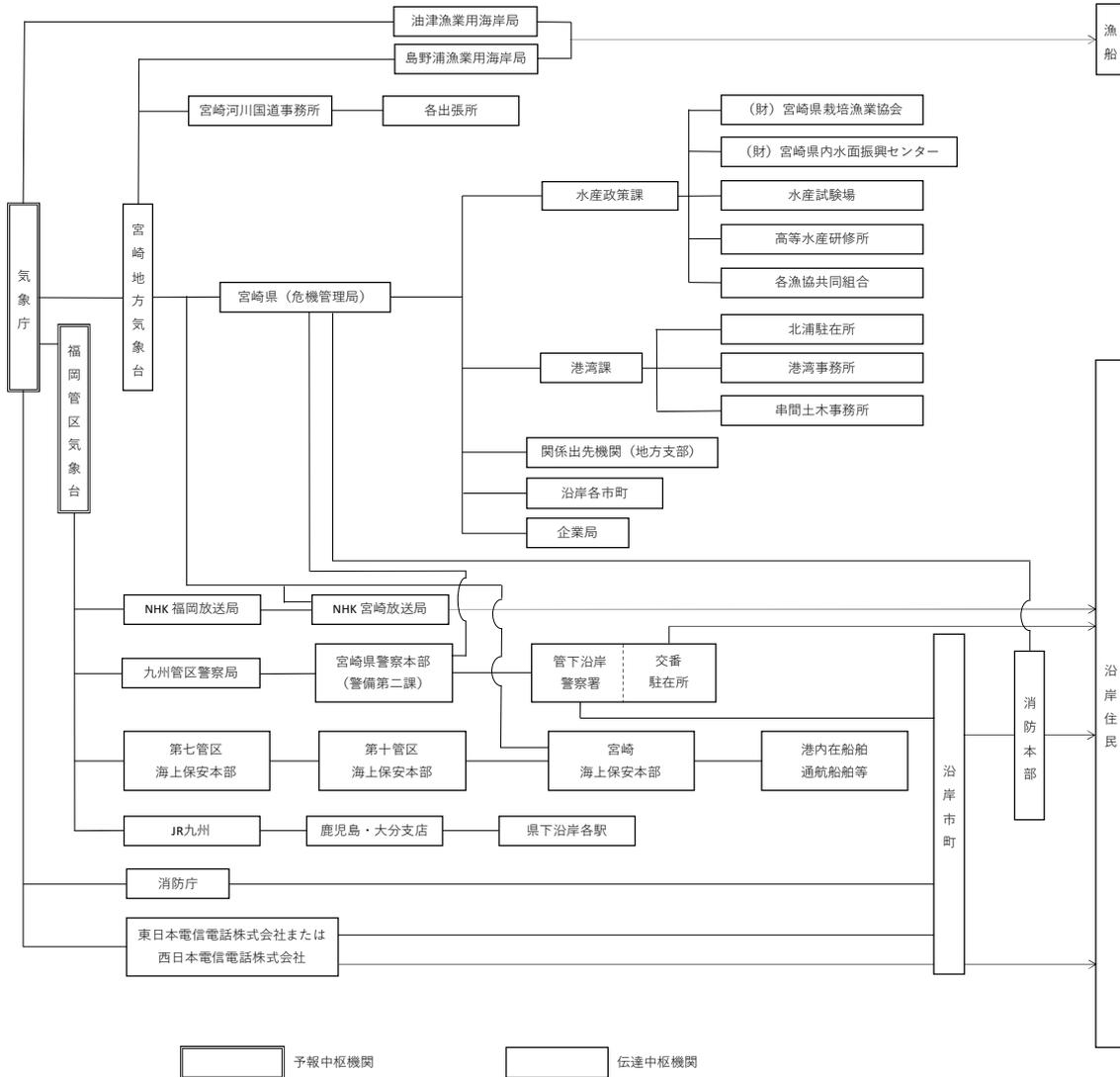
1.2 津波予報区

津波予報区	区域
宮崎県	宮崎県

1.3 津波警報等・津波情報伝達組織による迅速な伝達

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

■津波警報等・津波情報伝達組織



注1) 災害時及び通信障害時においては、県においても気象台に職員を派遣するなどの方法によって津波警報・注意報の確保に努めるものとする。
 注2) 情報には地震情報と津波情報がある。

2. 津波潮位の監視

2.1 異常現象を発見した者の通報

海面の昇降等異常現象を発見した者は、町長、警察官、海上保安官のうち通報に最も便利な者に速やかに通報するものとする。

この場合において、町長がこれを受けた場合は県知事（危機管理局）及び宮崎地方気象台へ、警察官、海上保安官がこれを受けた場合は町長及び知事へ速やかに通報するものとし、知事は速

やかに宮崎地方気象台に通報し、地震及び津波に関する情報伝達に準じた伝達を行うよう依頼する。

2.2 高台等からの監視

沿岸市町村においては、潮位監視のために職員を海岸近くに配置することは危険であるので、潮位監視施設や高台等から監視を行うものとする。

3. 沿岸住民、釣り人、海水浴客等の避難誘導

津波による被害を最小限にするためには、一刻も早い避難が決め手となるので、関係機関は速やかに的確な避難指示等を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。

3.1 沿岸住民等への避難指示等の実施

沿岸市町村は、津波による被害を防止するため、津波警報が発表された場合や強い地震（震度4以上）を感じたとき、弱い地震であっても長い期間ゆっくりとした揺れを感じたときは、町長自らの判断で、海浜にある者（その沖合にある者を含む。以下同じ。）に対し、直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示をするものとする。また、浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸及び河川河口部付近の住民等に対し避難するよう指示するものとする。

町長が必要と認める場合は、避難指示について放送機関に放送要請し行うものとする。この場合、原則として県を通じてこれを行うものとする。

3.2 速やかな避難誘導の実施

沿岸市町村は、海浜にある者及び海岸付近の住民に避難するよう指示した場合は、あらかじめ定める避難計画に従い状況に応じた指定緊急避難場所、避難路を指示し、職員、消防団、自主防災組織により速やかに避難誘導を行うものとする。

なお、海岸付近の住民等は、津波警報が発表された場合や震度4以上の地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、あらかじめ指定緊急避難場所または高台に速やかに避難するものとし、その際、身体の不自由な者や老人の避難を互いに協力して行うものとする。

海岸付近を走行中の車両の運転手は、ラジオ等で津波警報の発表を知ったときは、車両を道路の左側に寄せて停車し、エンジンキーをつけたまま、ドアを閉め付近の高台へ直ちに避難すること。

4. 通信手段の確保（県防引用）

「共通対策編 第3章 第2節 2. 通信手段の確保」を準用する。

第3節 広域応援活動

「共通対策編 第3章 第5節」を準用する。

第4節 救助・救急及び消火活動

「共通対策編 第3章 第6節」を準用する。

第5節 医療救護活動

「共通対策編 第3章 第7節」を準用する。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1. 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

「共通対策編 第3章 第6節 1. 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」を準用する。

2. 陸上輸送体制の確立

「共通対策編 第3章 第6節 2. 陸上輸送体制の確立」及び「地震災害対策編 第3章 第6節 2. 陸上輸送体制の確立」によるほか、以下のとおりとする。

2.1 鉄道の応急復旧

(1) JR九州における鉄道施設の応急措置の実施

① 初動措置

ア 津波警報・注意報が発表されたときは、あらかじめ定められた区間にある駅、保守現場長及び主要駅に連絡される。

(ア) 津波注意報の場合

指定された現場長は、駅周辺及び指定区間を巡回し状況報告を行う。状況に応じ列車の運転を見合わせる手配をとる。また、留置車両の安全地帯への引き上げ、移動の計画を検討する。

(イ) 津波警報の場合

指定された現場長は、対策本部と協議し駅周辺及び指定区間を巡回し状況報告を行う。指令員等は対策本部と協議し、津波の到達時分を勘案し列車の運転を見合わせる。また、その区間にある列車は、安全地帯に移動する手配をするとともに、留置車両等は安全地帯に移動する手配を取る。

(ウ) 大津波警報の場合

指定された現場長は、対策本部と協議し駅周辺及び指定区間を巡回し状況報告を行う。無人駅に入る旅客に対し「大津波警報が発表された」旨を伝える。指令員等は対策本部と協議し津波の到達時分を勘案し列車の運転を見合わせる。また、その区間にある列車は、安全地帯に移動する手配をするとともに、留置車両等は安全地帯に移動する手配を取る。

(エ) 列車の運転見合わせを解除する場合

列車の運転見合わせの解除は、気象台及び県危機管理局からの情報により、支社対策本部において協議・決定する。

イ 津波の来襲の恐れがある場合の旅客や駅に滞在する者の避難誘導

3. 海上輸送体制の確立

「共通対策編 第3章 第6節 3. 海上輸送体制」を準用する。

4. 航空輸送体制の確立

「共通対策編 第3章 第6節 4. 航空輸送体制」によるほか、以下のとおりとする。

4.1 飛行情報の提供と緊急用航空輸送の確保

(1) 宮崎空港における措置

【大阪航空局宮崎空港事務所】

- ① 津波の来襲の恐れがある場合の空港の運用制限の検討を行う。
- ② 近地で発生した地震により大津波警報（特別警報）が発表された場合、航空機の安全運行確保に必要な措置を講じた後、空港を閉鎖する。

第7節 避難収容活動

「共通対策編 第3章 第7節」を準用する。

第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

「共通対策編 第3章 第8節」を準用する。

第9節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動

「共通対策編 第3章 第9節」を準用する。

第10節 行方不明者等の搜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動

「共通対策編 第3章 第10節」を準用する。

第11節 被災地、避難先、その周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動

「共通対策編 第3章 第11節」を準用する。

第12節 公共施設等の応急復旧活動

「共通対策編 第3章 第12節」を準用する。

第13節 ライフライン施設の応急復旧

「共通対策編 第3章 第13節」を準用する。

第14節 被災者等への的確な情報伝達活動

「共通対策編 第3章 第14節」を準用する。

第15節 二次災害の防止活動

「地震災害対策編 第3章 第15節」を準用する。

第16節 海上災害の応急・復旧対策

「地震災害対策編 第3章 第16節」を準用する。

第17節 自発的支援の受入れ

「共通対策編 第3章 第15節」を準用する。

第18節 災害救助法の適用

「共通対策編 第3章 第16節」を準用する。

第19節 文教対策

「共通対策編 第3章 第17節」を準用する。

第20節 農林水産関係対策

「地震災害対策編 第3章 第20節」を準用する。

第4章 災害復旧計画・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

「共通対策編 第4章 第1節」を準用する。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

「共通対策編 第4章 第2節」を準用する。

第3節 計画的復興の進め方

「共通対策編 第4章 第3節」を準用する。

第4節 被災者の生活再建等の支援

「共通対策編 第4章 第4節」を準用する。

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

「共通対策編 第4章 第5節」を準用する。